

一般社団法人日本エネルギー学会 表彰規程実施要領(抜粋)

2019年11月5日改訂

(学会賞の受賞候補者選考の基準)

第14条 学会賞学術部門については、永年にわたって多数の論文を発表し、その専門分野の指導的立場にあつて顕著な業績を挙げ、国内外ともに高い評価を得、その業績を専門分野の人々がほとんど認知しているような場合がこれに該当する。

2. 学会賞技術部門については、独創的な内容や組合せを含んだ高度の技術で工業的にみて貢献度の高いものまたは社会に対するインパクトの強いものがこれに該当し、実用化あるいは工業化された技術であることを要する。

特許や国等からの補助金の実績および本技術のもたらす売上高も評価対象となる。また、選考にあたっては受賞候補者間の比較相対評価でなく世間水準との比較絶対評価に重点を置く。

(進歩賞の受賞候補者選考の基準)

第15条 進歩賞学術部門については、直接研究や実験等に従事し本人の独創によって優れた成果を挙げ、将来一層の進展が期待できる者がこれに該当する。また、研究報文は高度の内容をもったものであれば報文数は少なくともよいが、最近5ヶ年間に単独または筆頭論文がありうち数編の本学会誌掲載報文が含まれていることが望ましい。

2. 進歩賞技術部門については、価値のある発明発見等を含む装置、機器、プロセスあるいはそれらを複合させた技術がこれに該当する。本技術は部分的なものあるいは改良的なものでもよいが独創性と工業的価値のあることが必要条件である。特許や国等からの補助金の実績も評価対象となる。本技術に直接携わった者が対象となり単なる管理者は含まれない。複数の者による共同開発の場合にはそれぞれが当技術に寄与した点を明確にする必要がある。

また、選考にあたっては受賞候補者間の比較相対評価でなく世間水準との比較絶対評価に重点を置く。